

[資料]

補訂：フランス緊急事態法関係法令集

奥村公輔

目次

はじめに

1. [2015年11月13日パリ同時多発テロ前の] 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号(2013年5月17日改正版)
2. 1955年4月3日法律第385号の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号
3. 1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する2015年11月18日デクレ第1493号
4. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号
5. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年2月19日法律第162号
6. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年5月20日法律第629号
7. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号
8. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号
9. 公的安全に関する2017年2月28日法律第258号
10. 緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号
11. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号(2017年7月11日最終改正)

はじめに

2015年11月13日パリ同時多発テロを端緒とするフランスの緊急事態は、6つの緊急事態延長法律によって約2年間にわたったが、2017年11月1日によようやく終了した。この2年間において、緊急事態延長法律や他の法律において、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号」(以下、緊急事態法)そのものの改正も行われ、また、緊急事態法の諸規定に関していくつかの憲法院違憲判決が下されている。筆者は、すでに、「緊急事態に関する1955年5月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号」までの緊急事態に関する諸法律を訳出し⁽¹⁾、その時点における緊急事態法の内容を明らかにしていた⁽²⁾。また、筆者は、2016年12月19日までの緊急事態に関する諸法律や憲法院諸判決だけでなく、その後制定された「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」や、その後下された2017年3月16日憲法院QPC判決第624号までを射程に入れた、フランスにおける緊急事態を分析した論稿を発表している⁽³⁾。しかし、これらの一連の法律及び憲法院判決の後にも、緊急事態法第5条を違憲とする2017年6月9日憲法院QPC判決第635号が下され、また、「緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号」が制定されている。一方で、2017年11月1日に緊急事態が終了し、今後憲法院QPC判決によって緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の諸規定が無効となる可能性はあるものの⁽⁴⁾、現時点では緊急事態法そのものが喫緊に改正されることはないと思われる⁽⁵⁾。

(1) 拙訳「フランス緊急事態法関係法令集」駒澤法学16巻3号(2017年)63-106頁。

(2) 拙訳・前掲注(1)94-106頁。

(3) 拙稿「フランスにおけるテロ対策と緊急事態「法」の現況」論究ジュリスト2017年春号(通巻21号)41-48頁。

(4) 実際、2017年10月11日に、緊急事態法第5条第2号のQPCがコンセイユ・データによって憲法院に付託され、憲法院は2018年1月11日QPC判決第684号においてこの規定を違憲無効とした。

(5) ただし、2017年9月25日に、緊急事態法第8-1条のQPCがコンセイユ・データ

そこで本稿は、前記以降の諸法律そのもの及びそれに基づく緊急事態法の改正や憲法院違憲判決を補うことによって、また、前記において翻訳が不適切であった部分を改訂することによって、緊急事態が終了した2017年11月1日以降の緊急事態法の内容を明らかにすることを目的とする。ただし、本稿は、緊急事態に関連する諸規定を翻訳することを目的としているので、前記で訳出した「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号」のうち緊急事態に関連しない第2章の諸規定を省略し、また同様に、「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」のうち緊急事態法の改正に関わる第38条及び第40条のみを訳出しており、これに関わらない諸規定を省略している。なお、法令のテキストについては、フランス政府の管理する法令検索サイト「Legifrance」(<https://www.legifrance.gouv.fr/>)を参照した(2018年1月19日最終閲覧)。

他方で、フランスが緊急事態を終了させた背景には、緊急事態でのみとることが可能である措置の一部を平時においてもとることを可能とした「国内安全及びテロとの闘いを強化する2017年10月30日法律第1510号」が制定されたことがある。緊急事態でのみとることが可能である措置の一部を平時においてもとることを可能とする規定があるため、この法律は「緊急事態の一般化」と呼ばれる。フランスにおいて2015年11月14日に緊急事態が宣言され、その後約2年間も延長されたのは、テロに対処するためであった。しかし、この法律が制定されたために、緊急事態の適用が不要となったのである。したがって、この法律を翻訳して内容を明らかにすることは非常に有意義であるが、これは別稿に委ねることとする⁽⁶⁾。

によって憲法院に付託され、憲法院は2017年12月1日QPC判決第677号において第8-1条を違憲としたが、本判決は、立法者にこの規定が合憲となるように改正する猶予を与え、2018年6月30日に無効となる将来効判決であるために、この期日までに第8-1条は立法者によって改正される可能性がある。

(6) 拙訳「〔フランス法令翻訳〕国内安全及びテロとの闘いを強化する2017年10月30日法律第1510号」駒澤法学17巻2=3=4号(2018年)105-138頁。

1. [2015年11月13日パリ同時多発テロ前の] 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号(2013年5月17日改正版)⁽⁷⁾

第1章

第1条〔緊急事態適用の要件及び領土〕(2011年5月17日法律により改正)

緊急事態は、公共の秩序に対する重大な侵害を引き起こすような急迫の危険が生じるとき、又は、その性質及びその重大性により公共的災害を構成するような事態が生じるとき、本土、海外県、憲法第74条で規定されている海外公共団体及びニューカレドニアの全部又は一部に宣言することができる。

第2条〔デクレによる緊急事態宣言〕(1960年4月15日オールドナンスにより改正) 緊急事態は閣議を経たデクレにより宣言する。このデクレは、緊急事態が効力を生じる一つ又は複数の行政領域を定める。

- ② 前項で定める行政領域の限度内において、緊急事態が適用される区域はデクレにより定める。
- ③ 緊急事態の12日を超える延長は、法律によってのみ認めことができる。

第3条〔法律による延長期間の決定〕(1960年4月15日オールドナンスにより改正) 緊急事態の12日を超える延長を認める法律は、その有効期間を定める。

第4条〔内閣総辞職又は国民議会解散の場合〕(1960年4月15日オールドナンスにより改正) 緊急事態を延長する法律は、内閣が総辞職し、又は、国民議会が解散した日から15日後にその効力を失う。

第5条〔緊急事態での県知事の権限〕 緊急事態の宣言は、その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に、次の各号に定める権限を付与する。

⁽⁷⁾ 緊急事態法の制定から2013年5月17日改正までの緊急事態法の諸規定の改正の流れについては、以下を参照。拙訳・前掲注(1)64頁。

- 一 条例で定める場所及び時間帯において人々又は車両の通行を禁止すること
- 二 人々の滞在が規制される保護又は安全区域を条例によって定めること
- 三 県の全部又は一部において、方法の如何を問わず公権力の行使に対する妨害を試みるすべての者の滞在を禁止すること⁽⁸⁾

第6条〔内務大臣による居住指定〕（2011年5月17日法律により改正） 内務大臣は、いつでも、第2条に基づくデクレにより定められた区域に居住し、その活動が同じ第2条で定められた行政区域における公共安全及び秩序に対して危険であることが明らかであるすべての者の行政区域又は確定された場所における居住指定を表明することができる。

- ② 居住指定は、指定対象者に、市街地又は市街地の近郊に居住することを認めなければならない。
- ③ いかなる場合においても、居住指定は、先の項で定める者が拘束される収容所を創設する効果を伴うものではない。
- ④ 行政当局は、居住を強制された者及びその家族の生活必需品を供給するため、あらゆる措置を講じなければならない。

第7条〔措置の撤回要求〕（2013年5月17日法律により改正） 第5条(第3号)又は第6条の適用により取られる措置の対象となる者はすべて、その措置の撤回を求めることができる。この要求は、県議会によって指名された県議会議員から構成される諮問委員会に付される。

- ② 前項の諮問機関の構成、指名方法及び運用要件は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定める。
- ③ 第1項で定める者は、第1項で定める諮問委員会の決定に対して、管轄

(8) 第5条第3号は、2017年6月9日憲法院QPC判決第635号によって違憲とされたが、憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2017年7月15日に無効となる将来効判決を下した。その後、後述するように、「緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号」によって第5条〔第1項〕柱書及び第3号の改正が行われ、同時に、第2項も新たに創設された。

する行政裁判所で越権訴訟を提起することができる。行政裁判所は、越権訴訟提起から1ヶ月以内に裁定する。

- ④ 上訴の場合、コンセイユ・デタは、上訴から3ヶ月以内に決定しなければならない。
- ⑤ 前二項で定める期間内に行政裁判所又はコンセイユ・デタが裁定しなかったときは、第5条(第3号)又は第6条を適用してとられた措置は、その執行を停止する。

第8条〔内務大臣及び県知事による場所の一時的閉鎖〕(2011年5月17日法律により改正) 緊急事態が施行された領域すべてについては内務大臣が、県においては県知事が、第2条により定めるデクレによって画定された区域において、劇場、飲料提供店及びあらゆる種類の集会に供される場所、特に、その中で憎悪若しくは暴力の煽動又はテロ行為の役割の煽動を構成し、又は、そのようなテロ行為を擁護するような言葉が述べられるような礼拝の場の一時的な閉鎖を命じることができる。

- ② 内務大臣及び県知事は、一般的又は個別的に、騒擾を煽動又は持続させる性質を有する集会を同様に禁止することができる。

第9条〔武器及び弾薬の引き渡し命令〕 第6条で定められた行政当局は、1939年4月18日デクレにより定める第1種、第4種及び第5種の武器の領置を命じることができる。

- ② 前項に定める措置により領置された第5種の武器に対しては、受領証が発行される。領置された武器が領置の際の状態のままですべての所有者に返還されるよう、すべての措置がとられる。

第10条〔緊急事態宣言の国防法典徴用実施規定の定める場合への付加〕 緊急事態宣言は、第1条の定める事態の結果生じた必要を満たすため、戦時における一般の国家組織法律1938年7月11日第1条に、同法律に定める措置の全部又は一部を執行するため、付加される。

第11条〔緊急事態における行政家宅搜索等〕(1960年4月15日オールドナンスにより改正) 緊急事態を宣言するデクレ又はそれを延長する法律は、

明示規定により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。

一 第 8 条に定める行政当局に昼夜を問わず家宅搜索を命じる権限を付与すること⁽⁹⁾

二 前号の行政当局に、報道、すべての性質の出版並びにラジオ放送番組、映画放映及び劇場公演の統制を確保するためのあらゆる措置をとる権限を付与すること

② 本条第 1 項に定める措置は、第 2 条で定めるデクレにより画定された区域においてのみ適用することができる。

第 12 条〔軍事裁判所への管轄権の移送〕（2000 年 6 月 15 日法律により改正）

緊急事態が県の全部又は一部に施行されたときは、国璽尚書たる司法大臣及び国防大臣の副署するデクレにより、県内の刑事裁判所の犯罪及びそれに関連する軽犯罪に対する管轄権を、軍事裁判所に移すことを許可することができる。

② 軍事当局が公訴を要求しない限り、かつ、すべての場合において、〔旧〕刑事訴訟法典第 133 条⁽¹⁰⁾で定める命令までは、一般裁判所は〔前項に関する事項を〕付託されうる。この命令より後に、軍事裁判所に付託する権限を有する軍事当局が公訴を要求したときは、軍事裁判法典第 24 条最終項の規定にもかかわらず、その手続は、付託された予審部がまだ決定をしていないときは軍事裁判法典第 68 条で定める重罪控訴部で、移送の決定がなされたときは当該区域管轄の軍事裁判所で、法上当然に行われる。後

(9) 緊急事態法第 11 条第 1 項第 1 号は、緊急事態法制定当時の内容であったが、第 11 条第 1 項柱書は、「緊急事態を創設する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の諸規定を修正する 1960 年 4 月 15 日オールドナンス第 372 号」第 1 条によって改正されていた。そして、緊急事態法第 11 条は、2015 年 11 月 20 日法律第 1501 号（及び 2016 年 7 月 21 日法律第 987 号）によって大きく改正されていたが、緊急事態法第 11 条第 1 項第 1 号は、2015 年 11 月 20 日法律による改正前に行われた行政家宅搜索に関する刑事訴訟で提起された QPC において、2016 年 9 月 23 日憲法院 QPC 判決第 567・568 号によって違憲とされた。

(10) 現在の刑事手続法典（Code de procédure pénale）第 181 条。刑事手続法典は、以前、刑事訴訟法典（Code de instruction criminelle）という名称であった。

者の場合、次項の諸規定が適用され、また、その決定に対してなされている上訴についての判断の前に破毀院は裁定することができない。第一審軍事裁判所は、軍事裁判法典第 10 条最終二項で定める要件の下で、構成され、裁定する。

- ③ 本条第 1 項で定めるデクレが、このデクレで明確にされている司法区画において、かつ、軍事裁判所で付託されているすべての手続のために発せられたときは、15 日間で裁定する重罪控訴部での仮釈放の要求の要求について裁定する諸命令に対する異議申立てを除いて、移送の決定も含めて予審部の決定に対するいかなる申立ても行いうことができない。新たな異議申立ては、重罪控訴部の却下の先立つ決定から 2 ヶ月以上後になされる命令に対してのみ行うことができる。
- ④ 予審部の決定の破棄を求める上訴は、内容について裁定する判断の後にしか、また、場合によっては、その判断に対する上訴と同時にしか、行うことができない。破棄を求める上訴は、軍事裁判法典第 126 条から第 132 条に適合したデクレによって設置され、かつ、同法典第 133 条から第 155 条で定める形式及び内容の要件の下で裁定する、破棄軍事裁判所で行われる。
- ⑤ 仮釈放及び刑事裁判所での移送の決定に対する破棄を求める上訴の要求について裁定する命令に対して 15 日以内に裁定する重罪控訴部での控訴を除いて、前項で定めるデクレで定められた事実について裁定する一般予審部の決定に対して、破棄を求めるものであれいかなる申立ても行いうことができない。新たな控訴は、重罪控訴部の却下の先立つ決定から 2 ヶ月以上後になされる命令に対してのみ行うことができる。

第 13 条〔本法律諸条項への違反行為に対する刑罰〕 第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 11 条 (第 2 号) の諸規定への違反には、8 日以上 2 ヶ月以下の懲役及び 11 ユーロ以上 3,750 ユーロ以下の罰金が併科され、又は、そのいずれかが科せられる。定められた措置の行政当局による職務執行は、これらの刑罰規定の存在により、確保されうる。

第14条〔緊急事態終了に伴う措置の失効〕 本法律を適用して実施される措置は、緊急事態が終了すると同時に、その効力を失う。

② 前項の規定にかかわらず、軍事裁判所は、緊急事態が終了した後も、公訴が移送された犯罪及び軽犯罪について引き続き管轄権を有する。

第2章

第15条（2011年5月17日法律により廃止）

第16条（2011年5月17日法律により廃止）

第17条〔本法律の海外領土への適用〕（2013年5月17日オールドナンスにより改正） 本法律の適用について、

a) マイヨットにおいて

一 県についての言及は、マイヨットへの言及として置換する。

二 県知事についての言及は、マイヨット国家代表への言及として置換する。

三 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「マイヨットの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

b) サン・バルテルミーにおいて

一 県についての言及は、サン・バルテルミーへの言及として置換する。

二 県知事についての言及は、サン・バルテルミー国家代表への言及として置換する。

三 県議会への言及は、領土評議会への言及として置換する。

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・バルテルミーの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

c) サン・マルタンにおいて

一 県についての言及は、サン・マルタンへの言及として置換する。

二 県知事についての言及は、サン・マルタン国家代表への言及として置換する。

- 三 県議会への言及は、領土評議会への言及として置換する。
- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・マルタンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。
- d) サン＝ピエール・エ・ミクロンにおいて
- 一 県についての言及は、サン＝ピエール・エ・ミクロンへの言及として置換する。
- 二 県議会への言及は、領土評議会への言及として置換する。
- 三 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に」という文言は、「サン＝ピエール・エ・ミクロンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき、サン＝ピエール・エ・ミクロンの知事に」という文言に置換する。
- e) ウォリス・フツナ諸島において
- 一 県についての言及は、ウォリス・フツナ諸島への言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、ウォリス・フツナ諸島高等行政官への言及として置換する。
- 三 県議会への言及は、領土議会への言及として置換する。
- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ウォリス・フツナ諸島の全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。
- f) フランス領ポリネシアにおいて
- 一 県についての言及は、フランス領ポリネシアへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、フランス領ポリネシア共和国高等弁務官への言及として置換する。
- 三 県議会への言及は、フランス領ポリネシア議会への言及として置換する。
- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「フランス領ポリネシアの全部又は一部が第

2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

g) ニューカレドニアにおいて

- 一 県についての言及は、ニューカレドニアへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、ニューカレドニア共和国高等弁務官への言及として置換する。
- 三 県議会への言及は、ニューカレドニア議会への言及として置換する。
- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ニューカレドニアの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

2. 1955年4月3日法律第385号の適用に関する 2015年11月14日デクレ第1475号

第1条〔本土及びコルシカにおける緊急事態宣言〕 2015年11月14日午前0時から、本土及びコルシカにおいて、緊急事態を宣言する。

第2条〔緊急事態法第11条の適用〕 第1条の緊急事態にあっては、その存続する間、1955年4月3日法律第385号第11条第1号⁽¹¹⁾の適用を妨げない。

第3条〔デクレの施行〕 本デクレは、2015年11月14日午前0時から効力を有する。

第4条〔デクレの所管〕 首相、国璽尚書たる司法大臣及び内務大臣は、それぞれに関係するものに関して、フランス共和国官報で交付され、かつ、すぐに発効する本デクレに責任を負う。

(11) 前掲注(9)を参照。

3. 1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する 2015年11月18日デクレ第1493号

第1条〔海外領土における緊急事態宣言〕 現地時間の2015年11月19日午前0時から、グアドループ、ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨット、サン・バルテルミー及びサン・マルタンにおいて、緊急事態を宣言する。

第2条〔緊急事態法第11条の適用〕 第1条の緊急事態にあつては、その存続する間、1955年4月3日法律第385号第11条第1号⁽¹²⁾の適用を妨げない。

第3条〔デクレの施行〕 本デクレは、現地時間の2015年11月19日午前0時から、グアドループ、ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨット、サン・バルテルミー及びサン・マルタンにおいて効力を有する。

第4条〔デクレの所管〕 首相、国璽尚書たる司法大臣、内務大臣及び海外領土大臣は、それぞれに係するものに関して、フランス共和国官報で交付され、かつ、すぐに発効する本デクレに責任を負う。

4. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、 その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号

第1条〔1回目の緊急事態の延長〕 1955年4月3日法律第385号の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号及び1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する2015年11月18日デクレ第1493号によって宣言された緊急事態は、2015年11月26日から3ヶ月間延長する。

第2条〔緊急事態法第11条の適用〕 第1条の緊急事態にあつては、その存続する間、本法律第4条第7号から生じるテキストの下での緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第11条の適用を妨げない。

(12) 同上。

第3条〔閣議を経たデクレによる緊急事態の終了〕 第1条の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。

第4条〔緊急事態法の改正〕 1955年4月3日法律第385号は以下のとおり改正する。

一 第4条の後に、以下〔第1文及び第2文〕のように起草された第4-1条を挿入する。

〔*第4-1条の第1文及び第2文の内容は省略。2016年7月21日法律による改正により、第1文と第2文の間に、1つの文が追加され、第1文が現行の第1文、第2文が現行の第3文となった。〕

二 第6条は以下のように改正する。

a) 第1項は、以下のように起草された2つの項によって置換する。

〔*内容は省略。この規定により、現行の第1項及び第2項となった。〕

b) 第3項の終わりで、「先の項で定める」という文言は、「第1項で言及する」という文言に置換する。

〔*この規定により改正された第3項は、現行の第4項となった。〕

c) 以下のように起草された5つの項を付加する。

〔*内容は省略。この規定により、現行の第6項、第7項〔第6項第1号〕、第8項〔第6項第2号〕、第9項及び第10項となった。なお、従来の第4項は、現行の第5項となった。〕

三 第6条の後に、以下〔第1項から第4項まで〕のように起草された第6-1条を挿入する。

〔*第6-1条の内容は省略。この規定により、現行の第6-1条となった。〕

四 第7条は廃止する。

五 第9条は以下〔第1項及び第2項〕のように起草する。

〔*第9条の内容は省略。この規定により、現行の第9条となった。〕

六 第10条は以下のように起草する。

〔*第10条の内容は省略。この規定により、現行の第10条となった。〕

七 第11条は以下〔第1節第1項から第6項及び第2節〕のように起草する。

〔*第1節第1項・第2項及び第2節の内容は省略。この第7号により、現行の第1節第1項・第2項及び第2節となった。〕

〔**第1節第3項第1文の内容は省略。「本条で定める要件の下でアクセス可能なデータは、あらゆる機材に基づいてコピーすることができる」と定めていた第2文は、2016年2月19日憲法院QPC判決第536号によって違憲とされた。この第7号、憲法院の違憲判決、そして、2016年7月21日法律による改正により、第1節第3項第1文は、現行の第1節第4項となった。〕

〔***第1節第4項から第6項までの内容は省略。この第7号及び「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号」による改正により、第4項は現行の第11項、第5項は現行の第12項、第6項は現行の第21項となった。〕

八 第12条は廃止する。

九 第13条は以下〔第1項から第4項〕のように起草する。

〔*第13条の内容は省略。この規定により、現行の第13条となった。〕

一〇 第14条第2項は削除する。

一一 第1章は以下〔全1項〕のように起草された第14-1条によって完結する。

〔*第14-1条の内容は省略。2016年7月21日法律による改正により、第2項が追加され、現行の第14-1条となった。〕

第5条〔緊急事態法第15条の復元〕 1955年4月3日法律第15条は以下のとおり復元する。

「第15条 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号から生じたテキストの下で、本法律は共和国の領土全体について適用する。」

〔*第15条は、後で見るように、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号」、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号」、「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」及び「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号」によって順次修正されている。〕

第6条〔緊急事態法第17条の一部の規定の廃止〕 1955年4月3日法律第385号第17条のb及びcの第3号、dの第2号並びにe、f及びgの第3号は廃止する。

本法律は、すぐに発効し、国家法律として執行する。

5. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年2月19日法律第162号

第1条〔2回目の緊急事態の延長〕

第1節 1955年4月3日法律第385号の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号及び1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する2015年11月18日デクレ第1493号によって宣言され、かつ、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号によって延長された緊急事態は、2016年2月26日から3ヶ月間延長する。

第2節 本条第1節の緊急事態にあつては、その存続する間、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第11条第1節の適用を妨げない。

第3節 本条第1節の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。本法律は、国家法律として執行する。

6. 緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 5 月 20 日法律第 629 号

第 1 条〔3 回目の緊急事態の延長〕

第 1 節 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用に関する 2015 年 11 月 14 日デクレ第 1475 号及び 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の海外適用に関する 2015 年 11 月 18 日デクレ第 1493 号によって宣言され、かつ、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律第 1501 号次いで緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 2 月 19 日法律第 162 号によって延長された緊急事態は、2016 年 5 月 26 日から 2 ヶ月間延長する。

第 2 節 本条第 1 節の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。本法律は、国家法律として執行する。

7. 緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する 2016 年 7 月 21 日法律第 987 号

第 1 章 緊急事態に関する諸規定

第 1 条〔4 回目の緊急事態の延長〕

第 1 節 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用に関する 2015 年 11 月 14 日デクレ第 1475 号及び 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の海外適用に関する 2015 年 11 月 18 日デクレ第 1493 号によって宣言され、かつ、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する 2015 年 11 月 20 日法律第 1501 号、次いで、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 2 月 19 日法律第 162 号、次いで、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の

適用を延長する 2016 年 5 月 20 日法律第 629 号によって延長された緊急事態は、本法律の発効の日から 6 ヶ月間延長する。

第 2 節 本条第 1 節の緊急事態にあつては、その存続する間、本法律から生じるテキストの下での緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 11 条第 1 節の適用を妨げない。

第 3 節 本条第 1 節の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。

第 2 条〔緊急事態法第 4-1 条の改正〕 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 4-1 条は以下のように改正する。

〔* 従来の第 4-1 条第 1 文と第 2 文の間に、新たな 1 文を追加。第 1 文は現行法の第 1 文、追加された 1 文が第 2 文、従来の第 2 文が現行法の第 3 文となった。〕

第 3 条〔緊急事態法第 8 条の改正〕 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 8 条は以下〔第 1 項から第 3 項〕のように改正する。

〔* 第 8 条の内容は省略。この規定により、現行法の第 8 条となった。〕

第 4 条〔緊急事態法第 8-1 条の創設〕 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 8 条の後に、以下〔全 4 項〕のように起草された第 8-1 条を挿入する。

〔* 第 8-1 条の内容は省略。この規定により、現行法の第 8-1 条となった。〕

第 5 条〔緊急事態法第 11 条の改正〕 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 11 条第 1 節は以下のように改正する。

〔* 第 11 条第 1 節の内容は省略。従来の第 3 項は現行法第 4 項、従来の第 4 項は現行法第 11 項、従来の第 5 項は現行法第 12 項となった。また、新たに、第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項、第 10 項、第 13 項、第 14 項、第 15 項、第 16 項、第 17 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項が追加され、それぞれ現行法の規定となった。〕

〔** 第 8 項最終文〔第 3 文〕の「当事者の行動による公共の安全及び秩序に対しての脅威の性格を有するデータを除いて」という文言は、2016 年 12 月 2 日憲法院 QPC 判決第 600 号によって違憲とされたが、

憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2017年3月1日に無効となる将来効判決を下した。しかし、立法者はこの期日までに規定の改正を行わなかったため、この文言部分は無効となった。]

第6条〔緊急事態法第14-1条第2項の創設〕 1955年4月3日法律第385号第14-1条は以下のように起草された1つの項によって完結する。

〔*第14-1条第2項の内容は省略。現行法第2項となった。〕

第7条〔緊急事態法第15条の改正〕 1955年4月3日法律第385号第15条において、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号」という文言は、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号」という文言に置換する。

第2章 反テロリスト闘争の強化に関する諸規定

第8条～第21条 (略)⁽¹³⁾

本法律は、すぐに発効し、国家法律として執行する。

8. 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号

第1条〔5回目の緊急事態の延長〕

第1節 1955年4月3日法律第385号の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号及び1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する2015年11月18日デクレ第1493号によって宣言され、かつ、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号によって最後に延長

(13) 拙訳・前掲注(1) 81-92頁参照。

された緊急事態は、2016年12月22日から2017年7月15日まで延長する。

第2節 本条第1節の緊急事態にあつては、その存続する間、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第11条第1節の適用を妨げない。

第3節 本条第1節の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。

第2条〔12ヶ月を超える居住指定の延長〕

第1節 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第6条は以下のよう
に起草された4つの項によって完結する。

〔*第6条の内容は省略。新たに、第11項、第12項、第13項、第14項が追加された。〕

〔**その後、「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」第38条によって、新たに第11項及び第12項が挿入されたため、本法律の規定によって導入された第11項～第14項はそれぞれ現行法の第13項～第16項（第15項に関しては、下記のとおり憲法院によって一部違憲無効とされている）となった。〕

〔***しかし、2017年3月16日憲法院QPC判決第624号は、行政裁判法典L第511-1条が急速審理裁判官は一時的措置のみを決定することができ主要問題については付託されないと定めているのに対し、第13項（「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」第38条による改正後は第15項）は、コンセイユ・デタ急速審理裁判官に居住指定の延長の許可又は不許可を終局的に決定することを認めるものであり、公平性原理及び実効的な裁判を受ける権利を侵害するとして、コンセイユ・デタ急速審理裁判官に許可を要求する部分（第1文の該当する文言、第2文及び第3文の全体、第4文の該当する文言⁽¹⁴⁾）を違憲とし、判決公示日より無効とした。〕

第2節 緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第6条最終四項

(14) 2017年3月16日憲法院QPC判決第624号によって無効とされる前の第6条第13項（新第15項）の内容は、拙訳・前掲注（1）97頁を参照。

の適用を妨げることなく、本法律の発効から 90 日以内に、1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用に関する 2015 年 11 月 14 日デクレ第 1475 号及び 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の海外適用に関する 2015 年 11 月 18 日デクレ第 1493 号によって宣言された緊急事態に基づいて 12 ヶ月を超えての居住指定をされるに至った者はすべて、その行動が公共の安全及び秩序に対する脅威となると思われる重大な理由が存在するときは、新たな居住指定措置の対象となりうる。この新たな居住指定は、90 日を超えることができない。

〔*上記 2017 年 3 月 16 日憲法院 QPC 判決第 624 号により、「この期間内に、内務大臣が居住指定を延長することを望むときは、内務大臣は、前記 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 6 条最終四項に基づいて、コンセイユ・デタに付託することができる」と定める第 2 節最終文も当然に違憲となり、判決公示日より無効となった。〕

第 3 条〔緊急事態法第 15 条の改正〕 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 15 条において、「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する 2016 年 7 月 21 日法律第 987 号」という文言は、「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号の適用を延長する 2016 年 12 月 19 日法律第 1767 号」という文言に置換する。

第 4 条〔大統領選挙及び国民議会議員総選挙により生じる内閣総辞職における緊急事態法第 4 条の適用除外〕 本法律第 1 条で定める延長期間において、緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号第 4 条は、大統領選挙又は国民議会議員総選挙の結果生じる内閣総辞職のときには適用しない。本法律は、国家法律として執行する。

9. 公共安全に関する 2017 年 2 月 28 日法律第 258 号

第 1 章 軍隊による武器の使用

第 1 条 (略)

第2章 市町村警察の分散を奨励すること

第2条（略）

第3章 刑事及び税関手続において関与する一定の公務員並びにテロ行為の予防との関連での理由に基づいた行政決定の署名者の身分保護

第3条～第4条（略）

第4章 多様な諸規定

第5条～第37条（略）

第38条〔緊急事態法第6条、第11条及び第13条の改正〕 緊急事態法律に關する1955年4月3日法律第385号は以下のように改正する。

一 第6条は以下のように改正する。

〔*第6条の内容は省略。まず、第3項に第2文が追加され、現在の規定となった。次に、第10項に新たに2つの文が追加され、現在の第5文及び第6文となり、従来の第5文は現行の第7文となった。また、新たに、第11項及び第12項が追加され、従来の第11項～第14項はそれぞれ第13項～16項となった。それに伴って、新第15項〔旧第13項〕における「第12項」の文言は「第14項」に置換された。〕

〔**ただし、すでに見たとおり、新第15項（旧第13項）の一部は、2017年3月16日憲法院QPC判決第624号によって無効とされた。〕

二 第11条第1節は以下のように改正する。

〔*第11条第1節の内容は省略。第1項の「昼夜」という文言が削除されて現行の規定となった。また、第2項第1文の後に、新たに第2文が追加され、従来の第2文～第4文はそれぞれ現行の第3文～第5文となった。〕

三 第13項第3項において、「最終五項」という文言は「第6項から第10項」という文言に置換する。

第39条（略）

第5章 海外に関する諸規定

第40条〔海外に関する諸規定の改正〕

第1節～第7節（略）

第8節 1955年4月3日法律第385号第15条において、「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号」という文言は、「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」という文言に置換する。

第9節～第10節（略）

本法律は、国家法律として執行する。

10. 緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号

第1条〔6回目の緊急事態の延長〕

第1節 1955年4月3日法律第385号の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号及び1955年4月3日法律第385号の海外適用に関する2015年11月18日デクレ第1493号によって宣言され、かつ、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号によって最後に延長された緊急事態は、2017年7月16日から2017年11月1日まで延長する。

第2節 本条第1節の緊急事態にあつては、その存続する間、緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号第11条第1節の適用を妨げない。

第3節 本条第1節の緊急事態は、その期限満了前に閣議を経たデクレにより終了することができる。この場合、緊急事態の終了は国会に報告する。

第2条〔緊急事態法第5条の改正〕 緊急事態法律に関する1955年4月3日法律第385号第5号は以下のように改正する。

〔*第5条の内容は省略。第1項柱書及び第3号が改正され、また、新たに第2項が追加され、それぞれ現在の規定となった。〕

第3条〔緊急事態法第15条の改正〕 1955年4月3日法律第385号第15条において、「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」という文

言は、「緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律の適用を延長する 2017 年 7 月 11 日法律第 1154 号」という文言に置換する。

本法律は国家法律として執行する。

11. 緊急事態に関する 1955 年 4 月 3 日法律第 385 号 (2017 年月 7 月 11 日最終改正)

第 1 章

第 1 条〔緊急事態適用の要件及び領土〕(2011 年 5 月 17 日法律により最終改正)

緊急事態は、公共の秩序に対する重大な侵害を引き起こすような急迫の危険が生じるとき、又は、その性質及びその重大性により公共的災害を構成するような事態が生じるとき、本土、海外県、憲法第 74 条で規定されている海外公共団体及びニューカレドニアの全部又は一部に宣言することができる。

第 2 条〔デクレによる緊急事態宣言〕(1960 年 4 月 15 日オールドナンスにより最終改正)

緊急事態は閣議を経たデクレにより宣言する。このデクレは、緊急事態が効力を生じる一つ又は複数の行政領域を定める。

- ② 前項で定める行政領域の限度内において、緊急事態が適用される区域はデクレにより定める。
- ③ 緊急事態の 12 日を超える延長は、法律によってのみ認めることができる。

第 3 条〔法律による延長期間の決定〕(1960 年 4 月 15 日オールドナンスにより最終改正)

緊急事態の 12 日を超える延長を認める法律は、その有効期間を定める。

第 4 条〔内閣総辞職又は国民議会解散の場合〕(1960 年 4 月 15 日オールドナンスにより最終改正)

緊急事態を延長する法律は、内閣が総辞職し、又は、国民議会が解散した日から 15 日後にその効力を失う。

第 4-1 条〔国民議会及び元老院への通知〕(2016 年 7 月 21 日法律により最終

改正) 国民議会及び元老院は、緊急事態の間に内閣によってとられた措置について、遅滞なく通知を受ける。行政当局は、本法律を適用してとるすべての行為の謄本を遅滞なく国民議会及び元老院に送付する。国民議会及び元老院は、これらの措置の統制及び評価の枠組みの下であらゆる補完情報を求めることができる。

第5条〔緊急事態での県知事の権限〕(2017年7月11日法律により最終改正・2018年1月11日憲法院 QPC 判決第684号により修正) 緊急事態の宣言は、その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に、公共の安全及び秩序への障害を予防する目的において、次の各号に定める権限を付与する。

一 条例で定める場所及び時間帯において人々又は車両の通行を禁止すること

二 (削除)⁽¹⁵⁾

三 その行動が公共の安全及び秩序に対する脅威となると思われる重大な理由が存在することに鑑みて、県の全部又は一部において、すべての者の滞在を禁止すること。その決定は、措置の時間的に制限された期間、その決定を理由づける行為と場所の状況、及び、その決定が適用される地域を表明するが、その地域には当事者の住居を含めることはできない。

② 前項の措置は、該当者と思われる者の家族生活及び職業生活を考慮するものとする。

第6条〔内務大臣による居住指定〕(2017年2月28日法律により最終改正・2017年3月16日憲法院 QPC 判決により修正) 内務大臣は、第2条に基づくデクレにより定められた区域に居住し、その行動が同じ第2条で定められた行政区域における公共の安全及び秩序に対する脅威であると思われる重大な理由が存在するすべての者に対して、内務大臣が定める場所での居住指定を行うことができる。内務大臣は、その人物を、警察当局又は憲

(15) 前掲注(4)で見たとおり、第5条第2号は2018年1月11日憲法院 QPC 判決第684号によって違憲無効とされた。

兵隊当局によって居住指定の場所まで連行させることができる。

- ② 同様に、本条第1項で定める者は、24時間のうち12時間の制限の下で、内務大臣が定める毎時間、内務大臣によって決定される居住場所において滞在することを義務づけられる。
- ③ 居住指定は、指定対象者に、市街地又は市街地の近郊に居住することを認めなければならない。居住指定は、指定対象者の家族生活及び職業生活を考慮するものとする。
- ④ いかなる場合においても、居住指定は、第1項で言及する者が拘束される収容所を創設する効果を伴うものではない。
- ⑤ 行政当局は、居住を強制された者及びその家族の生活必需品を供給するため、あらゆる措置を講じなければならない。
- ⑥ 内務大臣は、居住指定された者に対して、次の各号のことを命じることができる。
 - 一 (7) 内務大臣が、義務が日曜日及び祝祭日を含めて適用されるかどうかを明確にしつつ、日に3回の出頭の限度で決定する頻度に応じて、警察当局又は憲兵隊当局に定期的に出頭する義務
 - 二 (8) 居住指定された者のパスポート又はすべての身分証明書の警察当局又は憲兵隊当局への引き渡し。居住指定された者は、その代わりに、身分保護に関する2012年3月27日法律第410号第1条を適用してその身分証明の価値がある受領証を交付され、この第1条に基づいて、保留の日付及び保留される書類の返還の様子が記される。
- ⑨ 本条第1項を適用して指定された場所に居住することを義務づけられた者は、直接的であれ間接的であれ、その行動が公共の安全及び秩序への脅威となると思われる重大な理由が存在するような、特定の人物、とりわけ指定された特定の人物と関係をもつことを内務大臣によって禁止される。この禁止は、もはやその必要がないときには、解除される。
- ⑩ 居住指定された者が、テロ行為と位置づけられる犯罪又は同様に位置づけられる禁固10年で罰せられる違警罪により自由剥奪刑で有罪判決を受

け、8年未満でその刑罰の執行を終えたとき、内務大臣は、また、携帯式電子監視の下にその者を置くことを命じることができる。この監視下に置くことは、書面で得られた当事者の同意の後で表明される。この当事者は、監視下に置かれるすべての期間、いかなるときも、国内領土のすべてにおいて遠隔での位置確定を可能にする技術装置の所持を義務づけられる。この当事者は、警察及び憲兵隊の当局に定期的に出頭する義務も、第2項で定める居住場所に滞在する義務も強制されえない。しかしながら、遠隔位置確定装置の運用が連続して12時間以上の間、一時的に停止され又は深刻に歪められているとき、本項の定める諸義務は、技術装置の正常な運用の再開まで当事者に課すことができる。遠隔での統制を可能にする技術装置の使用は、コンセイユ・データの議を経たデクレによって定められた要件の下で授権された私人に認めることができる。内務大臣は、いつでも、特に、居住指定若しくは監視に関係する命令の下に置かれている者の義務不履行の場合又は遠隔での位置確定装置の技術的障害の場合に、携帯式電子監視の下に置くことを終了することができる。

- ⑪ 管轄する共和国検事⁽¹⁶⁾は、すべての居住指定措置、居住指定にもらされる諸修正及び居住指定の終了について遅滞なく通知される。
- ⑫ 内務大臣は、第2項で定める制限の下で確定された居住場所において滞在することの強制の場所及び日程範囲、並びに、[第6項]第1号[=第7項]で定める制限の下で警察当局又は憲兵隊当局への定期的出頭の日程、頻度及び場所を修正する権限を、行政区域上権限のある知事に委任することができる。
- ⑬ ある人物の居住指定の決定は、その効力を維持するためには、緊急事態の延長期間の最初に更新しなければならない。
- ⑭ 緊急事態の宣言のときから、及び、緊急事態のすべての期間について、前項で定める人物は、全体期間が12ヶ月を超えて居住指定されてはなら

(16) 大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官。「検事正」とも訳される。

ない。

- ⑮ 前項の規定にかかわらず、内務大臣は、第 14 項で定める期間を超えての居住指定を延長することができる。延長は、3 ヶ月を超えることができない。行政当局はいつでも、居住指定を終了させ、又は、本条の諸規定を適用して居住指定から生じる諸義務を縮減させることができる。
- ⑯ 前項で定める要求は、同じ要件の下で更新することができる。

第 6-1 条〔公共の秩序に重大な侵害をもたらす結社の解散〕（2015 年 11 月 20 日法律により創設） 国内安全法典 L 第 212-1 条の適用を妨げることなく、公共の秩序に重大な侵害をもたらす行為の役割に参加し、又は、その活動がこの役割を容易にし若しくはこの役割をそそのかすような事実上の結社又は団体は、閣議を経たデクレによって解散させられる。

- ② 本条の適用により解散させられた結社若しくは団体の維持又は再結成、又は、この維持若しくは再結成の組織化は、刑法典第 431-15 条及び第 431-17 条から第 431-21 条の規定する要件の下で制限される。
- ③ 本法律第 14 条の特例として、本条を根拠にしてなされる措置は、緊急事態が終わっても、その効力を生じさせ続ける。
- ④ 本条の適用により解散させられた結社若しくは団体の維持又は再結成を目的とする活動の予防のために、国内安全法典 L 第 811-2 条で定める特別な情報当局又は同法典 L 第 811-4 条で定めるコンセイユ・デタの議を経たデクレによって指名される当局は、同法典第 8 部で定める要件の下で情報技術を用いることができる。

第 7 条（2015 年 11 月 20 日法律により廃止）

第 8 条〔内務大臣及び県知事による場所の一時的閉鎖〕（2016 年 7 月 21 日法律により最終改正） 緊急事態が施行された領域すべてについては内務大臣が、県においては県知事が、第 2 条により定めるデクレによって画定された区域において、劇場、飲料提供店及びあらゆる種類の集会に供される場所、特に、その中で憎悪若しくは暴力の煽動又はテロ行為の役割の煽動を構成し、又は、そのようなテロ行為を擁護するような言葉が述べられる

ような礼拝の場の一時的な閉鎖を命じることができる。

- ② 内務大臣及び県知事は、一般的又は個別的に、騒擾を煽動又は持続させる性質を有する集会を同様に禁止することができる。
- ③ 公道での私人の行列、行進及び集会は、行政当局が保持している手段を考慮しても安全を確保することができないと証明するときは、禁止することができる。

第 8-1 条〔公務員による身分確認の管理、ビデオ監視、手荷物検査及び車両の臨検〕(2016 年 7 月 21 日法律により創設)⁽¹⁷⁾ 本法律第 2 条で定める区域において、県知事は、理由付きの決定により刑事手続法典第 16 条第 2 号から第 4 号で定める公務員に、また、その責任の下で同法典第 20 条並びに第 21 条第 1 号、第 1 号の 2 及び第 1 号の 3 で定める公務員に、公道で又は公共空間に近い場所において、同法典第 78-2 条第 8 項で定める身分確認の管理、ビデオ監視、手荷物検査、及び、走行中の、停車中の又は駐車中の車両の臨検を行うことを許可することができる。

- ② 県知事の決定は、厳密に確定されなければならない関係する場所、及び、24 時間を超えることができない許可期間を指定する。
- ③ 刑事手続法典第 78-2-2 条の第 2 節最終三項及び第 3 節最終二項は、本条を適用して行われる活動に適用する。
- ④ 本条第 1 項で定める県知事の決定は、共和国検事に遅滞なく通知する。

第 9 条〔武器及び弾薬の引き渡し命令〕(2015 年 11 月 20 日法律により最終改正)

第 8 条で定められた行政当局は、国内安全法典 L 第 311-2 条で定められた、カテゴリー A から C に属する合法的に保持又は獲得された武器及び弾薬、並びに、カテゴリー D に属する登録された武器及び弾薬の領置を命じることができる。

- ② 本条第 1 項を適用されて領置された武器に対しては、受領証が発行され

(17) なお、前掲注 (5) で見たとおり、本条は、2017 年 12 月 1 日憲法院 QPC 判決第 677 号によって違憲とされたが、本判決は、立法者にこの規定が合憲となるように改正する猶予を与えており、2018 年 6 月 30 日に無効となる将来効判決である。

る。領置された武器は、領置の際の状態のまま所有者に返還される。

第10条〔緊急事態宣言の国防法典徴用実施規定の定める場合への付加〕（2015年11月20日法律により最終改正） 緊急事態宣言は、国防法典第2巻第2部で定める要件の下での徴用実施についての同法典L第1111-2条で定める場合に付加される。

第11条〔緊急事態における行政家宅搜索等〕（2017年2月28日法律により最終改正）

第1節 緊急事態を宣言するデクレ又はそれを延長する法律は、明示規定により、第8条で定める行政当局に、その場所がその行動が公共の安全及び秩序に対する脅威になる人物が頻繁に行く場所であると思われる重大な理由が存在するときには、議員権限の行使又は弁護士、司法官又はジャーナリストの職業上の活動のために割り当てられた場所を除き、住居を含めてすべての場所において家宅搜索することを命じる権限を付与することができる。

- ② 家宅搜索を命じる決定は家宅搜索の場所及び時間を明確にする。家宅搜索は、実施の緊急性又は必要性に根拠づけられた家宅搜索決定という特別の要因がある場合を除いて、21時から6時までの間には行うことができない。その区域を所管している共和国検事は、この決定を遅滞なく通知される。家宅搜索は、その区域を所管している司法警察官⁽¹⁸⁾の立ち会いの下で行われる。家宅搜索は、居住者、又は、居住者がいないときはその代理人若しくは2名の証人の立ち会いの下でしか行うことはできない。
- ③ 家宅搜索によって他の場所が本節第1項で定める要件に該当することが明らかになったときは、行政当局はあらゆる手段によってその場所の家宅搜索を許可することができる。この許可は、最も適切な期限内で、形式上適正化される。共和国検事は、この許可を遅滞なく通知される。
- ④ 家宅搜索が行われる場所で発見された情報処理装置又は端末機器によ

(18) 共和国検事の指揮の下に、刑事手続法典の規定に則り活動する警察官。

り、この情報処理装置若しくは端末機器において又は他の情報処理装置若しくは端末機器において保存されているデータは、このデータがその装置そのものからアクセス可能である、又は、その装置そのものに基づいて利用可能であるとき、取得することができる。

- ⑤ 家宅捜索により、当事者の行動による公共の安全及び秩序に対しての脅威に関する、特に情動的要素の存在が明らかになったときは、家宅捜索場所に存在するすべての情報処理装置又は端末機器において含まれるデータは、そのコピーにより、又は、そのコピーが家宅捜索の時間内に実現又は達成され得ないときはその機材の押収により、取得することができる。
- ⑥ 情報のコピー又は情報処理装置若しくは端末機器の押収は、司法警察官の立ち会いの下で行われる。その責任の下で家宅捜索を行う公務員は、押収の理由を示し、かつ、押収される物品の財産目録を記載した押収調書を作成する。この押収調書の謄本は、本節第2項で定める人物に引き渡される。押収されたデータ及び機材は、家宅捜索を行った当局の長の責任の下で保管される。押収後は、何人も裁判官の許可なくこれらにアクセスできない。
- ⑦ 行政当局は、押収後、地方行政裁判所の急速審理裁判官に、コピーされたデータ及び押収された機材の利用を可能にすることを要求する。急速審理裁判官は、家宅捜索によって明らかになった要素を勘案して、付託から48時間以内に、押収の適法性及び行政当局の要求について裁定する。当事者の行動による公共の安全と秩序に対しての脅威とのあらゆる関連性を奪われた要素は、その許可から排除される。急速審理裁判官が却下した場合、本節第10項で定める抗告の留保の下で、コピーされた情報は消去され、押収された機材はその所有者に返還される。
- ⑧ 押収されたデータ及び機材は、急速審理裁判官によってその利用に厳密に必要であると認められた期間において、家宅捜索及び押収を行った当局の長の責任の下で保管する。情報処理装置又は端末機器は、場合によってはそれらが含んでいるデータのコピーを行った後に、その押収日から最大

15日の期限終了後、又は、この最大15日の期限内に付託された急速審理裁判官がそれらが含んでいるデータの利用を認めた日から最大15日の期限終了後、その所有者に返還される。コピーされたデータは⁽¹⁹⁾、その押収日から最大3ヶ月の期限終了後、又は、最大3ヶ月の期限内に付託された急速審理裁判官がその利用を認めた日から最大3ヶ月の期限終了後、消去される。

- ⑨ 押収された機材に含まれるデータへのアクセス又はコピーされたデータの利用において困難がある場合、必要なときには、本節第8項で定める期限は、その期限満了前の少なくとも48時間以内に行政当局によって付託された急速審理裁判官によって、同じ期限だけ延長することができる。急速審理裁判官は、行政当局によって提示された延長の要求について48時間以内に裁定する。データ及び押収された機材の利用又は検査によって違法性が確認されたときは、これらのデータ及び機材は刑事手続に関して適用される準則にしたがって保管される。
- ⑩ 本条の適用のために、急速審理裁判官は、押収がなされた場所を管轄する地方行政裁判所の急速審理裁判官とする。急速審理裁判官は、本条の留保の下、行政裁判法典第5部で定める形式で裁定する。急速審理裁判官の決定は、その公示の日から48時間の期限の下で、コンセイユ・デタ急速審理裁判官への上訴の対象となりうる。コンセイユ・デタ急速審理裁判官は、48時間の期限内において裁定する。上訴の場合、押収されたデータ及び機材は、本節第8項で定める要件の下で保管され続ける。
- ⑪ 家宅捜索をしたときは、場合によっては押収調書の謄本が送付される共和国検事に遅滞なく通知される報告書の作成が義務づけられる。家宅捜索命令の謄本は、家宅捜索の対象となっている人物に引き渡される。

(19) 前述のとおり、第2文の最初に、「当事者の行動による公共の安全及び秩序に対する脅威の性格を有するデータを除いて」という文言があったが、2016年12月2日憲法院QPC判決第600号によって違憲とされた。憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2017年3月1日に無効となる将来効判決を下したが、期日までに法改正が行われなかったため、この文言は無効となった。

- ⑫ 違法性が確認されたときは、司法警察官はその調書を作成し、あらゆる有益な押収を行い、共和国検事にそのことを遅滞なく通知する。
- ⑬ その行動が公共の安全及び秩序に対する脅威となるとされる重大な理由が存在するときは、行政家宅搜索の場所に居合わせた人物は、家宅搜索の実施に厳密に必要な期間の間、司法警察官によって留め置きをされる。共和国検事は、留め置きの開始からそのことの通知を受ける。
- ⑭ 前項の留め置きの対象となった人物は、司法警察官によって、その選択によりあらゆる人物に及びその雇用者に通知させる権利を有していることを通知される。司法警察官が、その留め置きに関係する必要性の理由により、その要求を認めるべきではないと判断したときは、司法警察官は、このことについて、必要があればその要求を認める決定をする共和国検事に遅滞なく判断を仰ぐ。
- ⑮ 留め置きは家宅搜索の開始から4時間を超えることはできず、共和国検事はいつでも留め置きを終了させることができる。
- ⑯ 未成年者の場合は、その留め置きは共和国検事の明示の同意の対象となる。未成年者は、法的に正当化されることが不可能である場合を除き、その法律上の代理人の保佐を受けなければならない。
- ⑰ 司法警察官は、調書において、留め置きを正当化する理由を示す。司法警察官は、留め置きが開始された日時、留め置きの終了日時及び留め置きの期間を明示する。
- ⑱ 前項の調書は、当事者の署名に付される。この当事者が調書に署名することを拒否したときは、拒否の事実及び理由が調書に記載される。
- ⑲ 調書の謄本が当事者に引き渡された後に、その調書は共和国検事に移送される。
- ⑳ 留め置き期間は、必要があれば、警察留置期間に算入する。
- ㉑ 本節は、第2条で定めるデクレによって画定された区域においてしか適用され得ない。

第2節 内務大臣は、テロ行為の遂行を煽動し又はテロ行為の遂行を称賛す

るあらゆる公共通信機関の〔通信〕遮断を確保するために、あらゆる措置を取ることができる。

第12条（2015年11月20日法律により廃止）

第13条〔本法律諸条項への違反行為に対する刑罰〕（2017年2月28日法律により最終改正） 第5条、第8条及び第9条への違反には、禁固6ヶ月及び罰金7,500ユーロが科せられる。

- ② 第6条第1項への違反には、禁固3年及び罰金45,000ユーロが科せられる。
- ③ 第6条第2項及び第6項から第10項までへの違反には、禁固1年及び罰金15,000ユーロが科せられる。
- ④ 定められた措置の行政当局による職務執行は、前三項の刑罰規定の存在にかかわらず、確保されうる。

第14条〔緊急事態終了に伴う措置の失効〕（2015年11月20日法律により最終改正） 本法律を適用して実施される措置は、緊急事態が終了すると同時に、その効力を失う。

第14-1条〔緊急事態下で実施される措置に対する行政裁判官の統制〕（2016年7月21日法律により最終改正） 第13条で定める刑罰を除いて、本法律に基づいて実施される措置は、行政裁判法典、特に第5部で定められた要件の下、行政裁判官の統制に服する。

- ② 緊急性の要件は、居住指定措置に対する急速審理の申立てにおいては、満たされているものとみなす。

第2章

第15条〔本法律のフランス全領土への適用〕（2017年7月11日法律により最終改正） 緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号から生じたテキストの下で、本法律は共和国の領土全体について適用する。

第16条（2011年5月17日法律により廃止）

第17条〔本法律の海外領土への適用〕（2015年11月20日法律により最終改正）

本法律の適用について、

a) マイヨットにおいて

- 一 県についての言及は、マイヨットへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、マイヨット国家代表への言及として置換する。
- 三 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「マイヨットの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

b) サン・バルテルミーにおいて

- 一 県についての言及は、サン・バルテルミーへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、サン・バルテルミー国家代表への言及として置換する。

三 (廃止)

- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・バルテルミーの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

c) サン・マルタンにおいて

- 一 県についての言及は、サン・マルタンへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、サン・マルタン国家代表への言及として置換する。

三 (廃止)

- 四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・マルタンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

d) サン＝ピエール・エ・ミクロンにおいて

- 一 県についての言及は、サン＝ピエール・エ・ミクロンへの言及として置換する。

二 (廃止)

三 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に」という文言は、「サン＝ピエール・エ・ミクロンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき、サン＝ピエール・エ・ミクロンの知事に」という文言に置換する。

e) ウォリス・フツナ諸島において

- 一 県についての言及は、ウォリス・フツナ諸島への言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、ウォリス・フツナ諸島高等行政官への言及として置換する。

三 (廃止)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ウォリス・フツナ諸島の全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

f) フランス領ポリネシアにおいて

- 一 県についての言及は、フランス領ポリネシアへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、フランス領ポリネシア共和国高等弁務官への言及として置換する。

三 (廃止)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「フランス領ポリネシアの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

g) ニューカレドニアにおいて

- 一 県についての言及は、ニューカレドニアへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、ニューカレドニア共和国高等弁務官への言及として置換する。

三 (廃止)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ニューカレドニアの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

- * 本稿は、平成 28 ～ 30 年度科学研究費（基盤研究（C））「政府の憲法解釈の実証的研究」の研究成果の一部である。